

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年5月18日  
福岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、事業計画の概要を公表する。

記

種類				実施地域	実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業			
○				福岡市 早良区小笠木	令和2年度～ 令和6年度	栗池1集落
○				福岡市 早良区小笠木	令和2年度～ 令和6年度	舟引2集落
○				福岡市 早良区椎原	令和2年度～ 令和6年度	椎原3集落
○				福岡市 早良区椎原	令和2年度～ 令和6年度	椎原4-1集落
○				福岡市 西区小田	令和2年度～ 令和6年度	佐田集落
○				福岡市 早良区西	令和2年度～ 令和6年度	西の中2集落
○				福岡市 早良区石釜	令和2年度～ 令和6年度	石釜集落